

○鴨川市前原横渚海岸周辺の魅力づくり推進委員会設置要綱

平成29年4月11日

告示第77号

改正 平成29年5月26日告示第90号 平成30年3月30日告示第77号

平成31年2月22日告示第19号

(設置)

第1条 前原横渚海岸一帯及び東条海岸一帯(以下「前原横渚海岸周辺」という。)の利活用に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、鴨川市前原横渚海岸周辺の魅力づくり推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において「前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画」とは、美しい海岸を有する本市の特性を生かし、前原横渚海岸周辺の魅力の増進及び商業機能の活性化を図ることを目的として策定した前原横渚海岸周辺の利活用に係る計画をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画の推進に関すること。
- (2) その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光業、商工業及び漁業の関係団体の代表者又はこれらの団体が推薦する者
- (3) 海岸利用者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設経済部商工観光課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 委員の互選により委員長が定められていない場合の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成29年5月26日告示第90号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第77号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月22日告示第19号)

この告示は、公示の日から施行する。